

「介護医療院」の創設について

平成29年6月2日付けで公布された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法の一部を改正する法律」により、平成30年4月より新しい介護保険施設として「介護医療院」が創設されました。

それに伴い、都では「東京都介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例」を平成30年4月1日付けで施行し、当該施設の基準を定めるとともに、開設許可等に係る手続を実施します。

◆ 開設許可申請の手続きの流れについて

- 開設予定者は、まず、開設予定地の区市町村に事前協議を行います。その内容を踏まえて、改めて都に対して事前協議を行います。
- 事前協議後、開設予定者は「開設許可申請書」を都に対して提出します。
- 都は、開設許可申請書の内容を審査するとともに、介護保険法第107条第6項に基づき、開設予定地の区市町村に意見書の提出を求めます。
- 事前協議から開設まで、少なくとも2か月はかかります。
- 詳細は、別添「介護医療院の開設許可に係る事務手続フロー」をご確認ください。

◆ 開設許可及び変更許可申請に係る手数料について

東京都福祉保健局関係手数料条例に基づき、開設許可及び変更許可の申請者は、次の手数料を都に収めていただきます。

| 事務 | 名称 | 金額 | 納付時期 |
|---|----------------|---------|------------|
| 介護保険法第107条第1項の規定に基づく介護医療院の開設許可の申請に対する審査 | 介護医療院開設許可申請手数料 | 63,000円 | 許可申請のとき。 |
| 介護保険法第107条第2項の規定に基づく介護医療院の変更許可の申請に対する審査（構造設備の変更を伴う場合に限る。） | 介護医療院変更許可申請手数料 | 33,000円 | 変更許可申請のとき。 |

◆ 都独自の施設基準について

条例における基準については、厚生労働省令に従って定めていますが、参酌基準の1つである廊下の幅については、以下のとおり都独自の基準を定めています。

ただし、療養室に隣接する廊下の幅が、内法による測定で、1. 8m未満（両側に療養室がある廊下の場合にあっては、内法による測定で、2. 7m未満。）の場合は、介護報酬上の療養環境減算（I）の対象となりますので、ご注意ください。

| | 国基準 | 都基準 |
|-----|---------|---------|
| 片廊下 | 1. 8m以上 | 1. 5m以上 |
| 中廊下 | 2. 7m以上 | 1. 8m以上 |

【問い合わせ先】

担当：東京都福祉保健局高齢社会対策部施設支援課施設整備担当
電話：03-5320-4266（直通）